

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の5年経過見直し案

(1) 独自基準

	国基準（要約）	市独自基準	見直し後
①	完結の日から5年間保存しなければならない記録 ア特定教育・保育等の提供に当たっての計画 イ特定教育・保育等に係る必要な事項の提供の記録 ウ市町村への通知に係る記録 エ苦情の内容等の記録 オ事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	左記に 給付の請求に係る諸記録 を加えている。	継続
②	市外の地域型保育事業所の確認を行う場合の特例の規定なし	市外の地域型保育事業所の確認はその所在市町村の基準を用いる。	継続
③	「離島その他の地域」に関する規定	本市は該当しないため、規定を設けていない。	継続（本市への適用はない。）

(2) 国基準の改正に対して市基準条例を改正していない規定

	国基準（要約）	見直し後
①	「支給認定証」の交付を受けていない場合、子ども・子育て支援法施行規則に規定する通知をもって支給認定の有無等を確認することとする規定を追加	国基準どおり
②	特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を除く。以下同じ。）への代替保育の提供元としての小規模保育事業A型事業者等の追加	
③	特定地域型保育事業者による卒園後の受皿となる連携施設の確保が、著しく困難であるときは、受け皿となる連携施設の確保を不要とする。ただし、定員20人以上の企業主導型保育事業施設又は市が運営費支援等を行う認可外保育施設を卒園後の受皿に係る連携協力を行うものとして確保しなければならない。	
④	満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除	
⑤	家庭的保育事業者等の連携施設を確保しないことができる経過措置を5年間延長する。	

(3) 国基準の改正が予定されている規定

なし

(4) 5年間で期限が到来する経過措置

なし